

マイナンバーカードを利用して、コンビニで証明書が取れます！

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国の対象コンビニで住民票や印鑑証明などの証明書が取れます。

取得できる証明書やマイナンバーカードの申請については、ホームページをご覧ください。お問い合せください。

利用できる人
住所があわら市にあり、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている人。戸籍関係は、住所と本籍があわら市にあり、カードを持っている人。

利用時間
6時30分～23時
※年末年始およびメンテナンス時を除く

コンビニ交付サービス
一時停止します

メンテナンスのため、証明書コンビニ交付サービスを一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

停止日 7月21日(土)
9時～19時

7月25日(水)
21時～23時

7月27日(金) 終日

対象コンビニ

- セブン・イレブン
- ローソン
- サークルKサンクス
- ファミリーマート

※マルチコピー機設置店ののみ

問合せ 市民課 窓口G
☎73-8014

育メンになろう！ 料理教室開催



育児に忙しいママのために何か一品でも作れるようになりませんか？だしのとり方やみそ汁の作り方など、簡単な調理実習を通して、バランスの取れた食事をお伝えします。ご自身の食生活も見直してみませんか。

とき 8月25日(土)
9時30分～13時
(受け付け 9時15分～)

ところ 食育スタジオ

対象 20～40代の男性市民

内容 和食を中心とした簡単な調理(野菜たっぷりのみそ汁やデザートなど4品程度)

講師 食生活改善推進員、市管理栄養士

参加費 無料

定員 先着20人

持ち物 筆記用具、エプロン、三角巾、タオル

申込み 【期限】8月3日(金)
健康長寿課 健康増進G
☎73-8023

農業をやめ農地を貸したいと考えている人へ

農地中間管理機構は、農地の出し手と担い手を効率よく結び付け、農地集積を積極的に進めています。また、農地中間管理機構に農地を貸し付け、交付要件を満たすことにより経営転換協力金などが交付されます。

▼交付要件

- ① 本年、自らが耕作し所有する農地全てを農地中間管理機構に貸し付けする
- ② 農業振興地域内の農地である
- ③ 貸付期間が10年以上である
- ④ 各集落の「人・農地プラン」が見直しまたは作成される見込みである

▼経営転換協力金について

貸し付け面積に応じて、次の金額を交付します。

貸し付け面積	交付額
0.1ヘクタール超 0.5ヘクタール以下	10万円以内
0.5ヘクタール超 1.5ヘクタール以下	20万円以内
1.5ヘクタール超	30万円以内



※ただし、金額は予算の範囲内で決定します。 ※協力金が交付されるのは、今年度が最終の予定です。

申込み 【期限】8月31日(金) 農林水産課 農政G ☎73-8024

若者のための出張相談会開催

働くことに悩みを抱えている若者のための「出張相談会」を開催します。悩みを抱えている本人や家族からの相談に、専門のカウンセラーが無料で応じます。

事前に予約するとスムーズに相談できますので、まずはお問い合せください。

とき 8月18日(土)
11時30分～16時

ところ 三国コミュニティセンター

対象 15歳から39歳までの就職を希望する無職の若者やその家族など(希望者のみ)

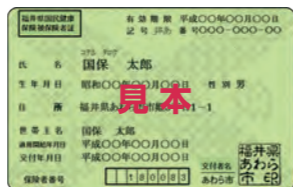
参加費 無料

定員 20人(要予約)

問合せ ふくい若者サポートステーション(サポステふくい)
☎21-0311

平成30年8月1日から 保険証が切り替わります

▶国民健康保険被保険者証
(薄緑色)



国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、平成30年7月31日です。新しい保険証は7月下旬ごろに簡易書留で郵送しますので、氏名や住所に誤りがない

▶後期高齢者医療被保険者証
(桃色)



か、必ずお確かめください。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 市民課 保険年金G
☎73-8015

国民健康保険(70歳以上)・後期高齢者医療保険加入の人へ

高額療養費制度が改正されます。高額療養費制度は、医療費が高額になった場合に、一定の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される制度です。

平成30年8月から、自己負担限度額が所得の区分に応じて引き上げられます。

問合せ 市民課 保険年金G ☎73-8015

▼平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者※1	5万7600円	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1% [4万4400円]
一般	1万4000円 (年間上限額14万4000円※2)	5万7600円 [4万4400円]
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ	8000円	1万5000円



▼平成30年8月から(現役並み所得者の区分が細分化されます)

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
所得690万円以上	25万2600円+(総医療費-84万2000円)×1% [14万100円]	
所得380万円以上690万円未満	16万7400円+(総医療費-55万8000円)×1% [9万3000円]	
所得145万円以上380万円未満	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1% [4万4400円]	
一般	1万8000円 (年間上限額14万4000円※2)	5万7600円 [4万4400円]
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ	8000円	1万5000円

【 】内は、過去12カ月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※1 住民税課税所得145万円以上の人などで、医療費の自己負担割合が3割の人

※2 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます